

京都市介護の魅力発信事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、京都市内の学校教育法に定める小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校（以下「学校」という。）で学ぶ生徒に対して、高齢者への関わり方、介護の仕事とそのやりがい伝えること等を通じて、介護の魅力を発信し、生徒の他人へのおもいやりの心を育むとともに将来の介護の担い手確保に資することを目的とした事業（以下「事業」という。）に要する経費に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、予算の範囲内において補助金を交付することについて必要な事項を定めるものである。

(補助対象事業)

第2条 補助金は、京都市内で介護保険施設又は介護事業所を運営する法人が加盟し構成される非営利法人（以下「法人」という。）が、本市内の学校に介護現場を担っている職員等を派遣し、生徒に対して、実施する学校の下承のもと前条に規定する事業を実施する場合に交付する。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は前条に定める事業に要する経費に2分の1を乗じた額とする。ただし、本市の定める予算の範囲内とする。

2 前項で算出した補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

第4条 条例第9条の規定による申請は、事業の着手前に京都市介護の魅力発信事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 実施計画（第2号様式）
- (2) 事業を実施する法人の定款、寄付行為又は約款
- (3) 京都市教育委員会又は学校（以下「学校等」という。）が事業計画を承認していることがわかる書類
- (4) 事業に係る収支予算書
- (5) その他、市長が必要と認める書類

(標準処理期間)

第5条 市長は、条例第9条による申請が到達してから30日以内に条例第10条各項の決定を行い、その旨を京都市介護の魅力発信事業補助金交付決定通知書（第3号様式）により申請者に通知する。

(交付の条件)

第6条 補助金の交付を受ける場合には、次の各号の条件が付されるものとする。

- (1) 事業計画に変更があった場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (2) 事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について、証拠書類を整理し、当該帳簿を事業が完了する日の属する年度の終了後、５年間保管しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) この補助事業を実施するに当たっては一括して第三者に委託してはならない。
- (5) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

(変更等の承認申請)

第７条 条例第１１条第１項第１号による補助事業等の内容又は経費の配分の変更に係る市長の変更の承認の申請は、京都市介護の魅力発信事業補助金交付変更承認申請書（第４号様式）によって行うものとする。

２ 条例第１１条第１項第１号に規定する軽微な変更は、補助交付申請額の変更を伴わない事業計画の変更とする。

(事業完了の届出)

第８条 条例第１８条の規定による実績報告は、事業が完了した日の翌日から起算して３０日を経過した日又は事業が完了した年度末のいずれかの早い期日までに京都市介護の魅力発信事業補助金実績報告書（第５号様式）に次の各号に係る書類を添付して、行なわなければならない。

- (1) 事業報告（第６号様式）
- (2) 収支決算書
- (3) 使用した必要経費の積算資料
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金額の確定及び通知)

第９条 条例第１９条の規定による交付額の決定は、報告書が到着してから３０日以内に行い、その旨を京都市介護の魅力発信事業補助金交付額確定通知書（第７号様式）により申請者に通知する。

(補則)

第１０条 この要綱に規定するもののほか、当該補助事業の実施に関し、必要な事業は、所管部長が定める。

附則

この要綱は、令和２年１１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和４年１月２５日から施行する。

第 1 号様式（第 4 条関係）

京都市介護の魅力発信事業補助金交付申請書

（あて先）京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	Tel ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 9 条の規定により，補助金の交付を申請します。	
事業実施予定学校数	校
必要経費の見込額	円
交付申請額	円
補助事業の開始予定日	年 月 日
補助事業の完了予定日	年 月 日

実 施 計 画

1 実施授業の概要

- (1) 目的
- (2) 授業の対象
- (3) 使用する教材
- (4) 1回ごとの授業時間数

2 運営・支援体制

※ 運営支援に携わる人員体制，派遣講師に対する研修の実施，派遣講師の選定方法，学校等との内容・日程調整の手法等について記載

3 年間計画

学校等や関係機関との協議や授業等，補助事業の実施に当たって必要な行動日程について記載してください。

	実施する事業	実施する事業の概要
4 月		
5 月		
6 月		
7 月		
9 月		
1 0 月		
1 1 月		
1 2 月		
1 月		
2 月		
3 月		

第3号様式（第5条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市介護の魅力発信事業補助金交付決定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付けで申請がありました京都市介護の魅力発信事業補助金については、京都市補助金等の交付等に関する条例第12条の規定に基づき、下記のとおり、通知します。

記

- 1 交付の可否 ☐ 可 ☐ 否
- 2 交付予定額 金 円
- 3 交付条件

- (1) 事業計画に変更があった場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- (2) 事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該収支について、証拠書類を整理し、当該帳簿を事業が完了する日の属する年度の終了後、5年間保管しなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用が増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (4) この補助事業を実施するに当たっては一括して第三者に委託してはならない。
- (5) この補助金と重複して、他の補助金の交付を受けてはならない。

4 教示

- (1) この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- (2) また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。

第 4 号様式（第 7 条関係）

京都市介護の魅力発信事業補助金交付変更承認申請書

（あて先） 京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 1 1 条の規定により，補助金の交付申請について以下のとおり変更します。

変更前	変更後

第 5 号様式（第 8 条関係）

京都市介護の魅力発信事業補助金実績報告書

（あて先）京都市長	年 月 日
法人等の所在地	法人等の名称及び代表者の氏名
	電話 ー

京都市補助金等の交付等に関する条例第 18 条の規定により，事業実績を報告します。	
事業実施学校数	校
必要経費額	円
交付決定額	円
補助事業の開始日	年 月 日
補助事業の完了日	年 月 日

事業報告

1 実施した授業の概要

(1) 事業の実施学校数
校

(2) 授業で使用した教材

(3) 1回ごとの授業時間数

2 年間計画

学校等や関係機関との協議や授業等，補助事業の実施に当たって行った事業について記載してください。

	実施した事業	実施した事業の概要
4月		
5月		
6月		
7月		
9月		
10月		
11月		
12月		
1月		
2月		
3月		

第7号様式（第9条関係）

京都市指令 第 号
年 月 日

京都市介護の魅力発信事業補助金交付額確定通知書

様

京 都 市 長
(担当)

年 月 日付け京都市指令 第 号で交付決定した京都市介護の魅力発信事業補助金については、年 月 日付けで提出された事業実績報告に基づき、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付確定額 金 円

(教示)

- 1 この決定に不服があるときは、この通知を受け取られた日の翌日から起算して3箇月以内に、京都市長に対して審査請求をすることができます。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。
- 2 また、この通知を受け取られた日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に、京都市を被告として、京都地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することもできます（訴訟において京都市を代表する者は、京都市長となります。）。ただし、当該期間内であっても、この決定があった日（京都市長に審査請求をした場合は、当該審査請求に対する京都市長の裁決があった日）の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することはできません。